

◆◆◆目次◆◆◆

1. ES（従業員満足）・CS（顧客満足）向上セミナー【高山青年会議所】
2. 「働き方」が変わります！！
3. 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度【岐阜県】
4. 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定に向けた補助金【岐阜県】

★★

1. ES（従業員満足）・CS（顧客満足）向上セミナー【高山青年会議所】

従業員満足とは、従業員の業務内容や職場環境、人間関係などに対する満足度のことをいいます。一方、顧客満足とは、企業が提供するサービスや商品によって、顧客に満足してもらうことを目的とした概念のことです。

「企業は人なり」顧客満足（CS）のレベルアップを図るには、働く人たちの従業員満足（ES）の向上がなければ成り立ちません。

良い職場風土を作るために、ES・CS の前提となるコミュニケーションのポイントなど実践事例を交えお伝えいたします。

<詳細>

○日時・会場

10月28日（日） 13：00～17：00（受付開始12：30）

飛騨地域地場産業振興センター 5階講演研修ホール（高山市天満町5-1）

○講師 元気ファクトリー 代表 小島 俊一 氏

キャリアリバー 代表 鈴木 修子 氏

○内容

第一部 講演 小島 俊一 氏／13：14～

鈴木 修子 氏／14：24～

第二部 ディスカッション／15：39～

○定員 80名

○参加費 無料

○対象者 「顧客からの信頼をもっと得ることができれば…」

「リピーターを増やしたい！」

「人を採用してもすぐ辞めてしまう」

「職場環境がギスギスしている」

「仕事に対するモチベーションが低い」

こんな事でお困りの経営者、一般の方。

○申込方法

事前申込が必要です。お問い合わせ先にご連絡ください。

○申込期限

10月20日（土）※定員になり次第締め切らせていただきます。

（お問い合わせ）

公益社団法人 高山青年会議所 TEL：0577-32-0380

FAX：0577-34-5379 Mail：es.cs.seminar.jc@gmail.com

★★

2. 「働き方」が変わります！！

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。

① 時間外労働の上限規制が導入されます！

○施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

○内容

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

② 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

○施行：2019年4月1日～

○内容

使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

③ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

○施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

○内容

同一企業において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

<改正法の詳細>

厚生労働省ホームページ『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

HP <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

★★

3. 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度【岐阜県】

岐阜県では、誰もが働きやすく、魅力的な職場環境づくりを進めるため、従業員の「仕事と家庭の両立支援」や「女性の活躍推進」などの取組が特に優れている企業を、「岐阜県ワーク・ライフ・バ

ランス推進エクセレント企業」として認定しています。

○認定のメリット

- ・イメージアップに活用

認定証の授与に加え、のぼり旗、シンボルマークを提供します。

- ・求人に活用

県内ハローワーク、岐阜県中小企業総合人材確保センター、岐阜県保育士・保育所支援センターの求人票に「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」と表示されます。

※求人の際、求人票に記載する必要があります。

- ・融資・金利優遇

岐阜県中小企業資金融資制度「子育て支援資金（運転資金・設備資金）」が利用できます。提携金融機関から企業対象の資金融資や、従業員が利用する各種ローンで金利優遇措置を受けられます。

- ・県の建設工事・物品等調達における優遇

※必ずしも発注があるとは限りません。

- ・県やマスコミによるPR

TV 放映、取組事例集、新聞、岐阜県庁ホームページ、「ぎふジョ！」女性の活躍を応援するポータルサイト、You Tube（動画）などで紹介されます。

- ・交流会、相談会への参加

「エクセレント企業交流会」「エクセレント企業個別相談会」に参加できます。

○対象

岐阜県内に所在し、次の要件を満たす企業、団体

- ・「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」に登録していること。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局へ提出していること。
- ・従業員 301 人以上の企業、団体は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局へ提出していること。

(お問い合わせ)

岐阜県健康福祉部 子ども・女性局 女性の活躍推進課 企画係

TEL：058-272-8237 FAX：058-278-2611

E-mail：c11234@pref.gifu.lg.jp

★★

4. 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定に向けた補助金【岐阜県】

岐阜県では、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」の認定を促進するため、企業等が行う、働き方改革、従業員の育児や介護の支援、女性の活躍推進等の取組に対して補助します。

○募集期間

平成30年6月18日（月）～12月21日（金）

※予算がなくなり次第終了します。

○対象者

岐阜県内に所在し、次の要件を全て満たす企業又は団体

- ・「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること。
- ・次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ていること。
- ・エクセレント企業の認定に向けた計画を策定していること。

○対象事業

エクセレント企業認定指標項目を達成するために必要な事業

○補助率

補助対象経費の2分の1以内

（1,000円未満切り捨て、上限20万円）

○申請方法

下記お問い合わせ先のホームページにて詳細を確認の上、申請書を作成し、郵送にて、同じくお問い合わせ先までご提出ください。

○注意事項

- ・補助金交付は、1企業につき1回限りとします。
- ・暴力団に関与している場合は、補助金を交付しません。また、事後に判明した場合、補助金を返還しなければなりません。

（お問い合わせ）

岐阜県健康福祉部 子ども・女性局 女性の活躍推進課 企画係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（県庁10階）

TEL：058-272-8237 FAX：058-278-2611

E-mail：[c11234@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11234@pref.gifu.lg.jp) HP：「岐阜県エクセレント企業」で検索

★★

\*\*\*\*\* メールマガジンの配信中止・アドレス変更 \*\*\*\*\*

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：[rousei555@city.takayama.lg.jp](mailto:rousei555@city.takayama.lg.jp) までご連絡ください。